

## 障害者総合福祉法（仮称）の制定に関する意見書（案）

障害者が、その尊厳を尊重され、地域の中で自分らしく安心して暮らせる社会を実現していくためには、障害のない人と同等の権利が保障されることが必要であります。

平成18年12月の国連総会において障害者権利条約が採択され、平成20年5月に発効しておりますが、我が国では国内法が未整備であるため、いまだ批准に至っており、この問題の解決が大きな課題となっております。

こうした中、国では平成22年1月から、障害者基本法の抜本改正など、障害者施策を集中的に改革していくため、障がい者制度改革推進会議や同推進会議の下に総合福祉部会を設置し、多くの障害者も参画して制度改革に取り組んでこられました。そして同部会において、国連が採択した障害者権利条約、国と障害者自立支援法訴訟原告らとの間で取り交わされた基本合意文書を指針として、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところであります。

今後、障害の種類や程度、本人を取り巻く環境や経済力、そして居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、この骨格提言に基づいて「障害者総合福祉法（仮称）」が制定される必要があります。

よって、国におかれては、「一人ひとりの存在が心より大切にされ、誰もが排除されることなく社会に包摂される」とした骨格提言に基づいた法の制定がなされるために、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2 障害者が、その尊厳を尊重され、地域の中で自分らしく安心して暮らせる社会の実現が保障される法の整備を行うこと。
- 3 制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

平成24年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
財務大臣  
厚生労働大臣

長野市議会議員 祢津 栄喜